

平成16年5月

各 位

財団法人

日本ボーイスカウト佐賀県連盟維持財団

理事長 長 沼 富 士 男

維持員にご加入のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、次代を担う優れた青少年を数多く社会に送り出すことは郷土発展の基本であり、相互理解と国際友愛の精神を養うことは、世界の平和につながるものでもあります。

ボーイスカウト教育は青少年が余暇の時間を活用し、成人指導者の協力により、主として野外自然の境地を教育の場として、自発的教育活動を行なうものであります。この運動を通じて社会に奉仕し得る能力と技術を体得し、みずからを心身ともに健全な国民に育て上げることを期待しているものです。日本ボーイスカウト佐賀県連盟はその趣旨により強力な教育活動を行ない、有為な青少年をより多く世に送り出すべく努力をつづけております。

さて、このボーイスカウト運動を推進し、実践していくためには多額の資金が必要であります。

その財源と致しましては、本運動を支持しご援助して下さる方々、即ち当財団の維持員の皆様のご醸出くださる維持費が事業資金となるのであります。

平成15年度（平成15年4月～平成16年3月）は、温かいご協力のお陰をもちまして収納維持員会費337千円を、スカウト運動の各分野にわたる助成金に充当し、極めて有意義且つ効果的に活用させていただくことが出来ました。

当財団の平成16年度はこの4月から始まり、既に新活動に入っております。

つきましては、財団の維持員規約即ち、後記財団法人日本ボーイスカウト佐賀県連盟維持財団寄附行為（抄）をご参照の上、当財団の目的とする県下青少年の健全育成を目指すスカウト運動にご賛同いただき、財団維持員として是非ともご加入の上、財政的ご援助を賜りますよう切にご期待申し上げます次第でございます。出費ご多端の折り誠に恐縮に存じますが、何卒ご高配くださいますよう心からお願い申し上げます。

敬 具

ボーイスカウトのしおり

◎財団法人日本ボーイスカウト佐賀県連盟維持財団の目的と事業

県内青少年の品性を陶冶し、国際友愛精神の増進を図って、ボーイスカウト運動の充実発展に寄与することを目的として、当財団は、次のような事業を行っています。

1. 佐賀県内におけるボーイスカウト運動の援助育成
2. ボーイスカウト運動の普及・宣伝
3. 青少年健全育成指導者の確保、並びに養成に関する事業への協力援助
4. 国内及び国際ボーイスカウト行事への協力
5. 青少年健全育成行事に関する協力及び支援
6. その他目的達成のための必要な事業

◎ボーイスカウト教育

私たちは、次代を担う青少年が自発活動によって、知識・技能を磨き徳性を養い、体力をつくり、進んで人のため、社会のために奉仕できる実践力を身につけ、立派な社会人・国際人となることを期待し、成人指導者の協力を得て、“ちかい”と“おきて”を実践の基盤として、学年や年齢に応じて一貫したプログラムに従い、班制・進歩制という独特な教育制度のもとで、小学校1年から大学年代までの教育を行っている。

ち か い

私は名誉にかけて次の三条の実行を誓います。

- 一、神（仏）と国とに誠を尽くしおきてを守ります。
- 一、いつも他の人々を助けます。
- 一、体を強くし、心を健やかに徳を養います。

お き て

1. スカウトは、誠実である
2. スカウトは、友情に厚い
3. スカウトは、礼儀正しい
4. スカウトは、親切である
5. スカウトは、快活である
6. スカウトは、質素である
7. スカウトは、勇敢である
8. スカウトは、感謝の心を持つ

財団法人日本ボーイスカウト 佐賀県連盟維持財団寄附行為(抄)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県内におけるボーイスカウト運動普及推進のための援助及び国際友愛精神の増進等に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①佐賀県内におけるボーイスカウト運動の援助育成。
- ②ボーイスカウト運動の普及、宣伝。
- ③青少年健全育成指導者の確保、並びに養成に関する事業への協力援助。
- ④国内及び国際ボーイスカウト行事への協力。
- ⑤青少年健全育成行事に関する協力及び支援。
- ⑥その他目的達成のための必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①この法人設立当初の財産目録に記載された財産。
- ②資産から生じる収入。
- ③維持員が納付する維持費。
- ④事業に伴う収入。
- ⑤寄附金品。
- ⑥その他の収入。

第6章 維持員

(維持員)

第28条 この法人の目的に賛同する者であつて、次条に規定する維持費を負担する者は、本財団の維持員となることができる。

(維持員の種別)

第29条 この法人の維持員の種別は、次のとおりとする。

- ①通常維持員…ボーイスカウト教育を実施する団体（育成団体を含む）並びにその構成員、またはボーイスカウト運動を後援する者であつて、通常維持費年額一口1,000円とし、一口以上を納める者。
- ②賛助維持員…この法人の事業を賛助し、賛助維持費年額一口10,000円とし一口以上を納める者。
- ③特別維持員…この法人の事業を後援し、特別維持費年額一口30,000円とし一口以上を納める者。
- ④記念事業特別維持員…この法人の記念事業を後援し、記念事業特別維持費一口以上を納める者。ただし、記念事業の内容、一口の金額、納入の期間などは、その都度理事会、評議員会に諮って定める。
- ⑤名誉維持員…この法人に対し特に功労のあつた者の中から、理事会の議決をもつて推薦する者。

(維持員への加入)

第30条 維持員になろうとする者は、維持費を添えて加入届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(維持員の資格喪失)

第31条 維持員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- ①脱退。
- ②死亡、又は本財団の解散。
- ③引続き2年間維持費を滞納した場合。

(維持費の返還)

第32条 維持員がこの法人に納入した維持費は、いかなる場合も返還しない。